

大分市中小企業者 経営力強化促進補助金

様々な取組に活用 いただけます！

※国、県など他の補助
金との併用は出来ませ
ん

自主研修を実施

従業員等の業務上必要な能力
の向上または技術知識等の習
得のため自社で研修を企画・
開催する

補助率1/2 上限30万円
(DX研修は2/3)

外部研修を受講

従業員等の業務上必要な能力
の向上または技術知識等の習
得のため外部の研修機関が開
催する研修へ参加する

補助率1/2 上限30万円
(DX研修は2/3)

知的財産権を取得

新製品、新技術又は役務に係
る国内知的財産のうち特許権、
実用新案権、意匠権又は商標
権の出願を行う

補助率1/2 上限50万円

BCP等策定等を策定

不測の事態が発生した場合に
おいても、重要な事業を中断
させず、または中断しても可
能な限り短い期間で復旧させ
る方針（BCP）を作成する

補助率2/3 上限30万円

事業承継等を実施

優れた経営資源を次世代に承
継し、雇用の確保などを実現
するために、後継者問題を抱
える企業の事業承継・M&Aを
実施する

補助率2/3 上限50万円

申請期間

4月1日～翌年3月31日（予算の上限に達し次第受付を終了します）

※実施日の14日前（土日祝除く）までの申請が必要です。まずは[ヒアリングフォーム](#)への入力をお願いします。

対象者

大分市内に事業所を有する中小企業（個人事業主の場合は事業所及び住所）

※中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（みなし大企業を除く）

対象となる 取組

- ① 人材育成応援事業（1. 自主研修 2. 外部研修）
- ② 知的財産権取得促進事業
- ③ BCP等策定等支援事業
- ④ 事業承継等支援事業

対象経費

詳細は裏面以降をご覧ください。


申請書のダウンロードなどは
大分市ホームページをご覧ください

中小企業の経営力強化に向けた取り組みを支
援します～大分市中小企業者経営力強化補助金～


仕事・産業⇒企業支援・企業誘致
⇒創業・経営支援⇒経営支援



①-1 人材育成応援事業（自主研修）

申請方法	事前申請のみ	<p>☑まずはヒアリングフォームへ入力を！</p> <p>取り組みの内容を確認しますので申請書作成前に入力をお願いします。 （所要時間3分） ※入力後3日（土日祝日を除く）を目途に内容確認を電話にて行います。</p> <p>人材育成応援事業のヒアリングフォーム</p> 
申請期間	4月1日～3月31日 ※研修初日の14日前（土日祝除く）までの申請が必要です	
対象事業	大分市内で自ら企画・開催する研修や講習 （年度内に実施するものが対象）	
対象受講者	対象企業の役員、個人事業主および従業員 （短時間・有期雇用労働者を含む）	
対象経費	①会場借上費 ②講師謝礼金 ③講師招へいに係る交通費・宿泊費 ④委託費（②③に相当するもののみ）	
補助率・限度額	【補助率】 1/2（DX研修は2/3） 【限度額】 研修対象者1人あたり10万円 （1事業者あたり30万円まで）	

①-2 人材育成応援事業（外部研修）

申請方法	事前申請 および 事後申請	<p>☑まずはヒアリングフォームへ入力を！</p> <p>取り組みの内容を確認しますので申請書作成前に入力をお願いします。 （所要時間3分） ※入力後3日（土日祝日を除く）を目途に内容確認を電話にて行います。</p> <p>人材育成応援事業のヒアリングフォーム</p> 
申請期間	4月1日～3月31日 ※事前申請の場合、研修初日の14日前（土日祝除く）までの申請が必要です	
対象事業	年度内に実施される実研修時間が6時間以上（DX研修は10時間以上）の研修や講習で、次のいずれかの外部研修機関が実施するもの ①公的研修機関 ②試験研究機関、教育訓練機関、中小企業団体、事業協同組合等 ③専門的な研修を主たる事業としている民間団体または企業等 ※注1	
対象受講者	大分市内に勤務する対象企業の役員、個人事業主および従業員 （非常勤役員・短時間・有期雇用労働者は除く）	
対象経費	①研修費（受講料、テキスト代等） ②交通費 ※公共交通機関の利用に係る費用 ③宿泊費	
補助率・限度額	【補助率】 1/2（DX研修は2/3） 【限度額】 研修対象者1人あたり10万円 （1事業者あたり30万円まで）	

（注1）「専門的な研修を主たる事業としている民間団体または企業等」とは、公式ホームページ（SNSを除く）にて開催について明記されており、研修の詳細（受講内容、受講日程、経費）を別途書類等にて確認できる民間団体または企業のことです。

知的財産権取得促進事業

申請方法	事前申請 または 事後申請	<p>☑まずはヒアリングフォームへ入力を！</p> <p>取り組みの内容を確認しますので申請書作成前に入力をお願いします。 (所要時間3分) ※入力後3日(土日祝日を除く)を目途に内容確認を電話にて行います。</p> <p>知的財産権取得促進事業のヒアリングフォーム</p> 
申請期間	4月1日～3月31日 ※事前申請の場合、出願日の14日前(土日祝除く)までの申請が必要です	
対象経費	①出願料 ②電子化手数料 ③弁理士に対する報酬(消費税を除く) ④登録料(3年分) ※実用新案権のみ	
補助率・限度額	<p>【補助率】 1/2</p> <p>【限度額(出願1件あたり)】 特許権、実用新案権 20万円 意匠権、商標権 10万円</p> <p>※1事業者につき年度内50万円に達するまで複数回申請が可能です。</p>	
注意事項	<p>【その他】 出願番号通知が発送された日と補助対象経費の支払日がいずれも令和6年度内であるものに限りします。</p>	

BCP等策定等支援事業

申請方法	事前申請 または 事後申請 ※BCP策定については事業着手前、事業継続力強化計画策定については事後申請となります。	<p>☑まずはヒアリングフォームへ入力を！</p> <p>取り組みの内容を確認しますので申請書作成前に入力をお願いします。 (所要時間3分) ※入力後3日(土日祝日を除く)を目途に内容確認を電話にて行います。</p> <p>BCP等策定等支援事業のヒアリングフォーム</p> 
申請期間	4月1日～3月31日 ※事前申請の場合、策定開始の14日前(土日祝除く)までの申請が必要です	
対象経費	他事業者の支援を受けて策定または改定する際に生じる経費 ①委託費 ②印刷製本費 (ただし、自社で製本を行う場合は対象外)	
補助率・限度額	<p>【補助率】 2/3</p> <p>【限度額】 30万円</p>	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業所又は障害福祉サービス事業所に係るBCP等の策定等は補助対象となりません。 ・1補助対象者につき年度内1回のみ申請となります。 	

事業承継等支援事業

申請方法	事前申請のみ	<p>まずはヒアリングフォームへ入力を!</p> <p>取り組みの内容を確認しますので申請書作成前に入力をお願いします。 (所要時間3分) ※入力後3営業日(土日祝日を除く)を目途に内容確認を電話にて行います。</p> <p>事業承継等支援事業のヒアリングフォーム</p> 
申請期間	4月1日～3月31日 ※委託日の14日前(土日祝除く)までの申請が必要です	
対象事業	支援機関(大分県事業承継・引継ぎ支援センター、大分商工会議所、野津原町商工会)による支援を受けたうえで、事業承継またはM&A売却にかかる業務の専門業者への委託事業	
対象経費	<p>【事業承継】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期診断経費 ・コンサルティング経費 ・企業概要書の作成経費 ・事業承継計画の作成経費 ・企業価値、譲渡価格の算定経費、着手金 <p>【M&A売却】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期診断経費 ・コンサルティング経費 ・企業概要書の作成経費 ・M&A計画の作成経費 ・企業価値、譲渡価格の算定経費 ・M&A仲介手数料 ・マッチング登録料、着手金 	
補助率・限度額	<p>【補助率】 2/3</p> <p>【限度額】 50万円</p>	
注意事項	1補助対象者につき申請は1回限りとなります。	<p>支援機関への事前相談が必須です</p> <p>支援機関一覧 ※下記より1か所選択</p> <p>■大分県事業承継・引継ぎ支援センター 大分市金池町3丁目1-6 4 大分県中小企業会館5階 電話 097-585-5010</p> <p>■大分商工会議所 中小企業相談部企業支援課 大分市長浜町3丁目15-19 電話 097-536-3208</p> <p>■野津原町商工会 大分市野津原町800番地 電話 097-588-0101</p>

▶▶ 補助金申請の流れ

